



福岡証券取引所
Fukuoka Stock Exchange

他市場経由上場の手引き

証券会員制法人福岡証券取引所

自主規制部

2025 年 11 月

[凡例]

- 本書では、以下の略語を用いています。

証券会員制法人福岡証券取引所	福証
有価証券上場規程	上場規程
株券上場審査基準	審査基準
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則	適時開示規則
企業行動規範に関する規則	企業行動規範
株券上場廃止基準	廃止基準
有価証券上場規程に関する取扱い要領	上場規程の取扱い
株券上場審査基準の取扱い	審査基準の取扱い
適時開示等に関する規則の取扱い	適時開示規則の取扱い
企業行動規範に関する規則の取扱い	企業行動規範の取扱い
株券上場廃止基準の取扱い	廃止基準の取扱い
有価証券上場規程及び有価証券上場規程に関する取扱い要領	上場規程等
会社情報適時開示ガイドブック	ガイドブック

- 以上のほか、本書で使用される用語の意味は、文脈上別の意味に解される場合又は明示的に定義している場合を除いて、有価証券上場規程等に定義される用語と同じ意味で用いています。
- 本書における解説の内容や有価証券上場規程等の条文番号は、2025年5月現在のものです。
- 今後、有価証券上場規程等の改正に伴って、他市場経由上場の制度が変更される可能性がございます。最新の有価証券上場規程等については福証ウェブサイトをご参照ください。<https://www.fse.or.jp/rules/index.php>

目次

1. 他市場上場会社に係る上場制度上場	1
2. 他市場上場会社の上場までのスケジュール	3
(1) 事前相談	4
(2) 上場申請	9
(3) 上場審査	11
(4) 上場承認	11
(5) 上場日	12
(6) 上場日日以降	13
3. 他市場上場会社の上場審査内容	13
4. 他市場上場会社の上場審査内容に関する Q&A	16
5. 上場に伴う費用について	19

1. 他市場上場会社に係る上場制度

福証では、既に国内の他の金融商品取引所（特定取引所金融商品市場を除きます。以下、同じ）に上場する会社（以下、「他市場上場会社」といいます。）が福証に上場する場合、当該国内の他の金融商品取引所における上場実績を鑑みた上場制度を設けています。

(1) 上場申請に係る提出書類の簡素化

申請会社が他市場上場会社である場合は、いわゆるIPOの場合と比べ、提出書類の一部を省略または公表されている資料で代用ができることとしています。

- ・ 「Ⅰの部」は「有価証券報告書」及び「半期報告書」で代用可能
- ・ 「Ⅱの部」や「新規上場申請者に係る各種説明資料」の提出が可能¹
- ・ 主幹事証券会社からの「推薦書」等の提出の省略が可能

(2) 上場審査における弾力的な取扱い

形式基準の適用については、いわゆるIPOの場合と同様ですが、実質審査の適用にあたっては、申請会社の国内の他の金融商品取引所における財政状態及び経営成績の他、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに企業内容等の開示実績等の状況から、福証が適当と認める場合には、審査基準の各観点の全部または一部に適合するものとして取扱うことができることとしています。

詳細は、「3. 他市場上場会社の上場審査の内容」をご確認ください。

【Q-Boardへの上場申請の場合における留意事項】

Q-Boardへ申請を行う申請会社が国内の他の金融商品取引の新興市場に上場後、3年を経過している場合または国内の他の金融商品取引の新興市場以外の市場に上場している場合には次の点にご留意ください。

- ✓ 「新規上場申請者に係る各種説明資料」及び『「成長可能性に関する書面」並びに「公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面」（以下、「成長可能性に関する書面等」という。）』の提出が必要となり、省略することができません。
- ✓ 「新規上場申請者に係る各種説明資料」及び「成長可能性に関する書面等」の作成に、相応の期間を要する可能性もあるため、主幹事証券会社とご相談のうえ、上場申請に向けた準備をお願いいたします。
- ✓ 上場審査における弾力的な取扱いについては限定的なものになります。

なお、上場までのスケジュールは、いわゆるIPOの場合に準じます（原則、複数回のヒアリング、実

¹ 「Ⅱの部」等の代用として、社内管理資料（取締役会議事録、監査役会（監査等委員会）議事録、内部監査資料、年度利益計画、月次業績管理資料等）や、国内の他の金融商品取引への新規上場時作成資料（新規上場後、3年以内の場合）の提出が必要です。

査、役員面談等を行います) ので、ご注意ください(「I 上場制度の概要 4 上場までのスケジュール参照」)。

これは、Q-Boardの事業計画の合理性に係る審査が、新興市場への上場のために、主幹事証券が作成した「成長可能性に関する書面等」を前提として行うこと、また、Q-Boardの市場コンセプトも鑑み、当該書面等に記載される事業計画の一般的な策定期間である上場後3年に限って、提出書類の一部簡素化や上場審査の弾力的な取扱いの対象としているためです。

(3) 主な他市場経由上場の事例

東S：東証スタンダード市場、東G：東証グロース市場、福本：福証本則市場、福Q：福証Q-Board

他市場経由上場の分類		東S→福本	東G→福本	東G→福Q ※東G上場3年以内	東G→福Q ※東G上場3年以超	東S→福Q
主な形式基準	時価総額	10億円以上	10億円以上	3億円以上	3億円以上	3億円以上
	経常利益	5,000万円以上	5,000万円以上			
	純資産	3億円以上	3億円以上			
主な実質基準	継続性収益性	上場実績勘案	上場実績勘案			
	事業計画合理性			上場実績勘案	IPOに準じた審査	IPOに準じた審査
	適時開示性	上場実績勘案	上場実績勘案	上場実績勘案	上場実績勘案	上場実績勘案
	ガバナンス他	上場実績勘案	上場実績勘案	上場実績勘案	IPOに準じた審査	IPOに準じた審査
主な申請書類	II の部	不要	不要			
	各種説明資料			不要 ※IPO時のもの	必要	必要
	成長可能性書面 (要開示)			必要 ※開示済	必要 ※開示済	必要
	適格性書面 (主幹事作成)	不要	不要	不要 ※IPO時のもの	必要	必要

なお、本書は、他市場経由上場に当たっての一般的な留意事項等について記載しております。事案に応じた具体的な内容については福証にご相談ください。

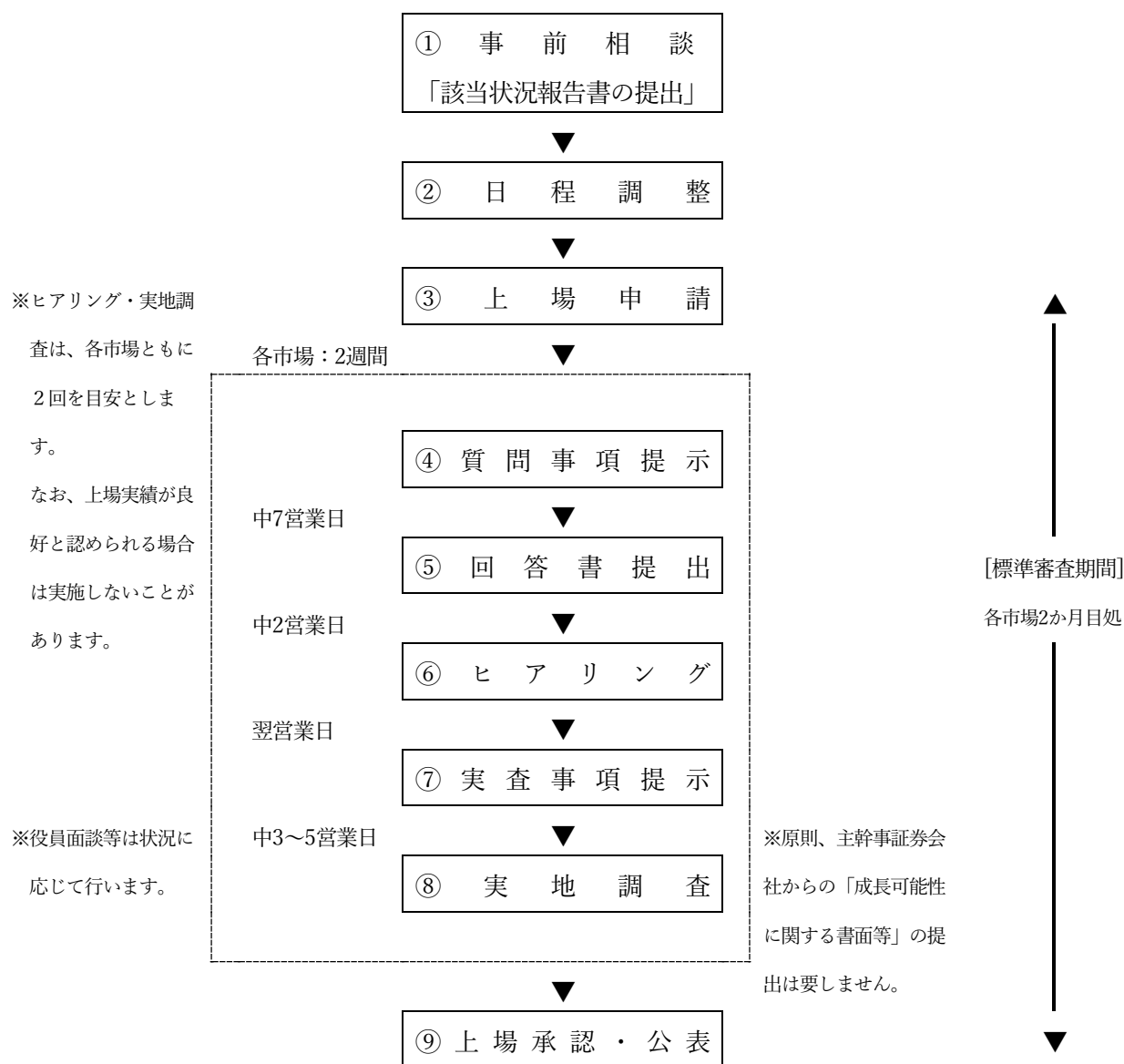
2. 他市場上場会社の上場までのスケジュール

他市場経由上場を行う場合には、会社法や金融商品取引法上の手続き等のほかに、上場規程等に基づき福証への上場申請に係る手続きを行うことが必要になります²。

事前相談から他市場経由上場に至るまでの手続きの概要とスケジュールの一例をご説明いたします。

以下に記載しております上場日までの様々な手続き等に不備があった場合には、他市場経由上場を当初の計画どおり、円滑にできなくなる可能性がありますので、慎重にご準備ください。

福証に株式を上場するまでのモデルスケジュールは概ね以下のとおりです。



² 他市場経由上場の申請がなされた株券については、福証市場の自主規制業務を行っている自主規制部が、審査基準に基づき上場適格性を有するか否かについて審査します。審査の結果、他市場経由上場の申請がなされた株券について上場適格性が認められた場合には、当該審査結果に基づき、上場承認に係る手続きが行われた後、福証市場に上場されます。このように、他市場経由上場に係る手続きは、主に自主規制部が担当することとなります。

【上場日を9月8日とした場合の手続きの概要とスケジュール例】

他市場経由上場上場会社による手続きの概要	スケジュール例 ³
①事前相談	
・ 「該当状況報告書」の提出	上場申請の1か月前
②上場申請まで	
・ 日程（案）、スケジュール等の打ち合わせ	
③上場申請日	
・ 上場申請書及び添付書類の提出（本書別表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）	7月7日
・ 上場申請日から上場日までのスケジュールの再確認	
④上場申請日～上場承認日	
・ 審査対応	7月7日 ～8月29日
➤ 取引所からの質問事項に対する回答	
➤ ヒアリング対応	
➤ 実査対応	
・ 上場申請日から上場承認日までの提出書類の提出（本書別表Ⅳ）	
・ 上場審査料の納入	8末日まで
⑤上場承認日	
・ 上場承認の公表（取引所の承認公表後）	9月1日
⑥上場承認日～上場日	
・ 上場日までに提出する書類の提出（本書別表Ⅴ）	
⑦上場日	
・ 上場式	9月8日
⑧上場日以降	
・ 上場手数料の納入	10月末日まで

(1) 事前相談：「該当状況報告書」の作成・提出

福証への上場申請については、まず、福証の営業部までご連絡ください。他市場上場会社の福証への上場制度や上場申請に係る手続きをご説明いたします。

また、福証への上場申請に先立ち、申請会社において「該当状況報告書」をご作成ください。

「該当状況報告書」は、上場申請時に提出いただく「新規上場申請に係る宣誓書」の適用対象となります。新規上場申請に係る宣誓書に違反すると認められる場合は、実効性確保措置の対象となります。

³ スケジュールは、上場規程等に基づく最短スケジュールではありません。過去の事例を踏まえて考えられるスケジュールの一例を示したものです。

で、留意してください。

「該当状況報告書」の作成が完了しましたら、福証の営業部までご連絡ください。申請会社の担当者と福証の担当者間で、「該当状況報告書」の提出をいただくとともに、上場希望日程の事前相談を行います。

福証では、提出された「該当状況報告書」や、申請会社の国内の他の金融商品取引における上場実績等を勘案のうえ、審査スケジュール案を提示いたします。審査スケジュールについては、上場申請までの間に、申請会社の日常業務の状況等を踏まえて無理のないスケジュールとなるよう、モデルスケジュールとは異なる回答書作成の期間設定やヒアリング時期の設定をするなど、適宜調整を行います。

(注1) 申請会社グループの規模、繁忙期、通常業務との兼ね合いなどにより、当該モデルスケジュールとは異なるスケジュールを提示する可能性があります。また、標準審査期間は審査の中で、特段の問題が認められないケースを前提としており、審査の過程において審査上の問題点が発見された場合や、申請会社に関する報道や外部からの情報提供を含め、新たに未発覚の事実等が判明した場合などについては、その審査期間を延長する可能性があります。

なお、スケジュール変更により、上場申請日又はよび申請日から起算して1年間を超えて上場日を設定する場合は、再申請の手続きが必要になります。（例えば、4月1日に上場申請した場合、翌年3月31日までに上場することが可能です。）

(注2) 福証が審査上の論点が多岐にわたると判断した場合などについては、ヒアリングや役員面談などの追加設定や3か月以上の審査期間の設定をお願いさせていただくケースがあります。

(注3) スケジュールに関して、調整したい事項や判断に迷うケースなどがありましたら、福証の担当者を通じてあらかじめご相談ください。

【該当状況報告書（様式）】

他市場経由上場（所定様式）

他市場上場会社の規定に基づき上場申請にあたっての 該当状況報告書

年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所
理事長 長 宣也 殿

会社名 _____ 印

代表者の役職氏名 _____ 印

当社株券の（本則・Q-Board）市場への新規上場申請にあたって、下記事項について報告します。
なお、本書類が、「新規上場申請に係る宣誓書」の対象となることについて同意します。

コメントの追加 [補証1]: 提出にあたっては、「コメント欄」は削除してください。

コメントの追加 [補証2]: 丸囲みなどで選択してください。

記

申請受理関係	該当状況	
① 東京証券取引所（以下「東証」といいます。）への上場年月日を記載してください。 [現上場市場名: プライム・スタンダード・グロス] [上場年月日: 年 月 日] ※市場区分の変更等を同時に行っている場合には適宜「その旨」を記載してください。		
② 申請日現在の、東証から次のいずれかの措置等の有無 a. 監理銘柄又は整理銘柄への指定（上場維持基準（「純資産の額」を除きます）に係るものを除きます） b. 宣誓書違反による再審査、又は、合併等による実質的存続性喪失に係る猶予期間入り銘柄 c. 特別注意銘柄への指定 d. 適時開示等に係る「改善報告書」及び「改善状況報告書」の徴求、又は、企業行動規範に関する規則違反に係る「改善報告書」及び「改善状況報告書」の徴求	あり ☐ なある場合には申請を受理出来ません	なし ☐
③ 申請日現在の、以下の状況を記載してください。 [監理（整理）銘柄指定期間: 年 月 日～年 月 日] [上場維持基準に係る改善期間: 年 月 日～年 月 日] [該当理由: ●●に係る基準に該当のため]	あり ☐	なし ☐

コメントの追加 [補証3]: 該当事項の有無について、右欄にチェックを入れてください。また、「あり」の場合には所要事項を記載した書面を添付してください。

コメントの追加 [補証4]: 選択（市場変更申請）をした市場名を記載してください。

1. 「企業の継続性及び収益性」関係		
① 最近1年間及び申請事業年度の、「継続企業の前提に関する注記」又は「継続企業の前提に関する重要事象」の有無	あり ☐	なし ☐
② 最近3年間及び申請事業年度の、「主要な事業変更（組織再編行為を含みます）」の有無	あり ☐	なし ☐
③ 今後2年間の、企業グループの損益、収支若しくは財政状態に「重要な影響を与える事項、又は与える可能性のある事項の有無」 ※有る場合には「具体的にその内容、時期」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
④ 申請事業年度の、前期比で「大幅な減収又は減益若しくは赤字転落見込み（今後見込まれる場合を含みます）」の有無 ※有る場合には「開示又は発生見込み時期等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
2. 「企業経営の健全性」関係		
① 取引の合理性、条件の妥当性について取締役会において検討がされていない関連当事者取引の有無 ※有る場合には「その内容、検討されなかった理由」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
② 最近3年間及び申請事業年度の、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）の有無 ※有る場合には「その内容、取引の合理性、条件の妥当性について検討された事項」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
③ 役員間の親族関係の有無 ※有る場合には「その内容」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
④ 親会社等の有無 ※有る場合には「親会社等を中心とした企業グループにおける位置付け」を記載してください。 ※経営者の資産管理会社である場合はその旨を記載してください。	あり ☐	なし ☐
3. 「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性」関係		
① 最近3年間及び申請事業年度の、次のいずれかの事項の有無（重要なものに限り） a. 国税局及び税務署からの調査 b. 労働基準監督署からの調査 c. 監督官庁、行政による調査及び行政指導・処分等 d. トラブルやクレーム等 ※有る場合には「その内容、対処状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
② 最近3年間及び申請事業年度の、役員の過半数以上の変更の有無 ※有る場合には「役員の属性、異動の経緯」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
③ 最近提出された有価証券報告書に記載された「コーポレート・ガバナンス体制」からの変更（予定）の有無 ※有る場合には「その内容、変更（予定）時期」を記載してください。	あり ☐	なし ☐

コメントの追加 [補証5]: 補証 Q-Board への新規上場申請にあたって記載してください。

コメントの追加 [補証6]: 「最近」の計算は、基準事業年度の末日を起算日としてさかのぼります（以下同じ）。

コメントの追加 [補証7]: 各事業のうち売上高が最も大きなものをいいます。

コメントの追加 [補証8]: 適時開示を要するものをいいます。

コメントの追加 [補証9]: 適時開示を要するものをいいます。

コメントの追加 [補証10]: 重加算、是正勧告等のほか、収支若しくは財政状態に重要な影響を与えるものをいいます。

也市場經由上場 (所定様式)

④ 最近5年間及び申請事業年度の、東証から受けた措置(特別注意銘柄指定、改善報告書、経緯書、口頭注意)の有無 ※現在措置適用されている場合を除きます。 ※適時開示上において受けた措置については、4.②に記載してください。 ※有る場合には「その内容、対処状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
⑤ 最近3年間及び申請事業年度の、東証より申請会社株式の売買において受けた注意喚起の有無 ※有る場合には「時期、指導や指摘の内容」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
⑥ 最近3年間及び申請事業年度の、社内(外)調査委員会の設置の有無 ※有る場合には「その内容、対処状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
4. 「企業内容等の開示の適正性」関係		
① 最近5年間及び申請事業年度の、有価証券報告書・(四)半期報告書の訂正の有無(字句修正等の軽微な訂正を除きます)	あり ☐	なし ☐
② 最近5年間及び申請事業年度の、東証からの適時開示上において受けた措置(特別注意銘柄指定、改善報告書、経緯書、口頭注意)の有無 ※現在措置適用されている場合を除きます。 ※有る場合には「その内容、対処状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
③ 最近3年間及び申請事業年度の、 大幅な業績下方修正 の有無 ※有る場合には「開示年月日」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
5. 「その他公益又は投資者保護の観点から本所が必要と認める事項」関係		
① 最近3年間及び申請事業年度の、重要な係争、紛争、法令違反の有無 ※有る場合には「その内容、発生の経緯、見通し(結果)、損益等への影響」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
② 最近3年間及び申請事業年度の、大株主(上位5名程度)の異動の有無 ※有る場合には「異動の経緯、申請会社又は役員との関係、対話の状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
③ 最近3年間及び申請事業年度の、第三者割当増資の有無 ※株式報酬やオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当を除きます。 ※有る場合には「開示年月日」を記載してください。	あり ☐	なし ☐
④ 申請会社グループ又は役員に係る、「反社会的勢力等との関係」、「重大な違法、不正行為」を示唆するようなネット記事等の存在の有無 ※有る場合には「その内容、真偽、対処状況等」を記載してください。	あり ☐	なし ☐

コメントの追加 [補証11]: 適時開示を要するものをいいます。

以 上

(2) 上場申請

上場申請では以下の出席者で上場申請の受付手続きが行われます。

- ・ 申請会社側：上場申請に係る責任者、窓口となる事務責任者、主幹事証券会社の担当者など
- ・ 福証側：常務執行役、担当部長、審査担当者など

上場申請の席上では、福証が上場申請に伴う提出書類（別表Ⅰ～Ⅲに記載の書類）を受理するとともに、審査担当者から、今後の上場審査スケジュール及び上場審査の進め方などについて説明いたします。

その後、上場申請に係る意向表明として、申請会社より、上場申請理由、沿革・事業内容、業界の状況、役員・大株主の状況などについてご説明いただいた後、福証側より、その内容について幾つか質問いたします。

上場審査料については、後記5.をご参照ください。

別表Ⅰ 上場申請時の提出書類

上場申請日に提出を要する審査書類の名称、様式及び主な留意事項は以下のとおりです。なお、以下の表に記載している書類は、一般的な審査書類であり、個別具体的な事案によっては他にもご提出いただく書類があることにご留意ください。

	書類名	部数	備考
	・ 有価証券上場申請書	1部	所定様式（原本を提出）
	・ 上場申請に係る取締役会議事録（写）	1部	電子ファイル可
	・ 登記事項全部証明書	1部	電子ファイル可
	・ 定款	1部	電子ファイル可
	・ 有価証券報告書	1部	電子ファイル可（EDINET提出済）
	・ 反社会的勢力との関係が無いことを示す確認書	1部	所定様式（PDFファイル可）
	・ 反社会的勢力との関係が無いことを示す確認書 （別添 個人法人リスト）	1部	所定様式（電子ファイル可）
	・ 規程一覧表及び社内規程 （経理規程、原価計算規程、職務権限規程、営業 管理規程、株式事務取扱規程、内部情報規程等）	1部	電子ファイル可 社内規程は原則、全て提出
	・ 株式の分布状況表	1部	所定様式（PDFファイル可）
	・ 上場申請に係る宣誓書	1部	所定様式（原本を提出）

	書類名	部数	備考
	・ 説明会開催に対する確約書 ⁴	1部	所定様式（PDFファイル可） ※Q-Board上場会社のみ提出

※Q-Boardへの新規上場申請者は、1.（2）【Q-Boardへの上場申請の場合における留意事項】も参照してください。

別表Ⅱ 上場申請時に別途ご用意いただく資料

	書類名	部数	備考
	・ 人員体制図	1部	電子ファイル可
	・ 利益計画または経営計画（作成されている場合） ※作成されていない場合は、「業績予想の算出根拠」がわかる資料をご提出ください。	1部	電子ファイル可

※その他、審査の必要に応じて、資料のご提出をお願いすることがあります。

別表Ⅲ ヒアリング用にご用意いただく資料

	書類名	部数	備考
	・ 予実管理資料（予実差異分析） ※会議体で使用する資料の写しで構いません。	1部	電子ファイル可
	・ 中期経営目標や中期経営計画など	1部	電子ファイル可
	・ 今期の取締役会議事録の写し	1部	電子ファイル可 申請後、上場日まで、作成の都度ご提出ください。
	・ 今期の監査役会議事録の写し	1部	
	・ 監査役監査資料の写し ・ 前期報告書 ・ 今期の監査計画の立案から実施、報告及び改善などに至るまでの一連の資料	1部	
	・ 内部監査資料の写し ・ 前期の報告書 ・ 今期の内部監査計画の立案から実施、報告及び改善などに至るまでの一連の資料	1部	

⁴ 有価証券上場規程第3条第2項第8号b

(3) 上場審査

上場申請後の審査は、以下のような過程で行われます。なお、申請会社の国内の他の金融商品取引所における上場実績が良好と認められる場合、以下のヒアリングや実査を行わないことがあります。

a ヒアリング

福証の審査担当者は、上場申請時に提出された書類をもとに会社の内容等について理解を進め、審査基準の適合状況を判断していきます。その際、受領した審査書類のみでは理解が難しい事項や、より詳細に確認すべき事項などについて申請会社に対して、質問事項を提示し、それに対する回答書を作成していただき、その回答書に基づき、ヒアリングを行います（原則、2回の実施を想定しています。簡易的なものは電話やメールなどで照会させていただく場合もあります）。

なお、より詳細な内容の確認が必要と判断される場合、追加でヒアリングを行う場合もあります。

b 実地調査（実査）

福証の審査担当者が、申請会社の本社、工場などに赴き、事業内容の実態をより正確に把握するとともに、帳簿などの閲覧し、業務フローの確認などを行います。

c 公認会計士ヒアリング

d 社長面談、監査役面談、独立役員面談等

e 役員面談

c～eの項目は、状況に応じて行います（リモートで行う場合もあります。）。

f 福証内協議・決裁

福証内で上場可否の最終的な判断を行い、上場審査は実質的に終了します。これを受けて、審査担当者は申請会社に対し、福証としての上場承認を決定したことを連絡するとともに、その後の手続き等について説明いたします。

(4) 上場承認

a 上場承認日まで

上場承認日までに以下の別表Ⅳに記載の書類をご提出ください。

別表Ⅳ 上場承認日までに提出いただく資料

	書類名	部数	備考
	・ 上場契約書	1部	所定様式（原本を提出）
	・ 会社ロゴ		以下のデータ計2種類

	書類名	部数	備考
			・ PNGデータ ・ AIデータ

b 上場承認日

福証内決裁の後、福証から報道機関等に対して、申請会社の上場承認を承認した旨の発表を行います。その後、約1週間後に上場となります。

なお、上場承認の発表後において、上場審査基準に抵触する事情などが生じた場合、上場承認を取り消します。

c 上場承認日から上場日まで

上場承認日から上場日前営業日までの間で、福証より、主に、福証上場会社メンバーページ、上場後の提出書類などについて、上場前の事前レクを行います。

上場承認日から上場日までの間に以下の別表Vに記載の書類をご提出ください。

別表V 上場承認日から上場日までに提出いただく資料

	書類名	部数	備考
	・ 代表者関係通知書	1部	所定様式（PDFファイル可）
	・ 情報取扱責任者通知書	1部	所定様式（PDFファイル可）
	・ 株式事務担当課通知書	1部	所定様式（PDFファイル可）

(5) 上場日

申請会社は、上場に際して福証と上場契約を締結します。これにより、上場日より、福証が定める諸規則等を遵守することなどが求められることになります。

また、申請会社の希望に応じて、上場日には、上場セレモニーが行われ、福証から上場会社に上場通知書・記念品を授与いたします。

この他、上場日に以下の別表VIに記載の書類をTDnetにご登録ください。

別表VI 上場日にTDnetにご登録いただく資料

	書類名	部数	備考
	・ コーポレート・ガバナンス報告書 ⁵	1部	TDnet登録

⁵ 「3.企業属性」の「上場取引所及び市場区分」を更新して登録（提出）してください。

(6) 上場日以降

上場手数料については、後記5. をご参照ください。

上場後の提出書類については以下のとおりです。

- ・ 適時開示については、上場取引所で共通であるため、上場後も変更はありません。
(開示資料中の上場取引所に本所を記載する必要あり)
- ・ その他取引所への提出書類については、一部を除き、別途ご提出ください。
(定款、CG報告書、独立役員届出書、株主総会招集通知などTDnetで提出するものは各地共通となり、別途の提出は不要)

3. 他市場上場会社の上場審査の内容

他市場上場会社の上場審査は、本則またはQ-Boardの各市場の形式基準に適合する申請会社の企業グループ⁶を対象として、各市場の実質審査基準に掲げる事項に基づいて行います。

【形式基準（株券上場審査基準第4条及び第6条関係）】

提出された申請書類により、形式審査基準への適合状況を確認します。

項目		本則	Q-Board
株主数	[基準日]	150人以上(※)	200人以上
流通株式数(※)	[基準日]	流通株式数 1,000単位以上 流通比率 5%以上	—
上場時価総額	[上場時]	10億円以上	3億円以上
事業継続年数		3年以上	1年以上
純資産の額	[上場時]	3億円以上 (連結純資産、単体：正)	連結純資産、単体：正
利益の額	[直前期]	5,000万円以上 (連結経常利益)	—
虚偽記載 または 不適正意見等		a.最近2年間の有価証券報告書等に 「虚偽記載」なし b.最近2年間（最近1年間を除く） の財務諸表等の監査意見が「無 限適正」又は「除外事項を付し た限定付適正」 c.最近1年間の財務諸表等の監査意	a.「上場申請のための有価証券報 告書」に添付される監査報告書 （最近1年間を除く）において、 「無限定適正」又は「除外事項 を付した限定付適正」 b.「上場申請のための有価証券報 告書」に添付される監査報告書

⁶ 申請会社並びに子会社及び関連会社をいいます。

項目		本則	Q-Board
		見が原則として「無限適正」 d.内部統制報告書・内部統制監査報告書に評価結果・意見の表明がされていること	等（最近1年間）において、「無限定適正」 c.上記監査報告書又は期中レビュー報告書に係る財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」なし d.内部統制報告書・内部統制監査報告書に評価結果・意見の表明がされていること
上場会社 監査事務所		最近2年間の財務諸表等について、登録上場会社等監査人（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）の監査等を受けていること	「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等について、登録上場会社等監査人による監査等を受けていること
株式事務代行機関		株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託していること	
単元株式数		100株であること	
株式の譲渡制限		株式の譲渡制限につき制限を行っていないこと	
指定振替機関		指定振替機関における取扱いの対象であること	

※株券上場審査基準第4条第5項及び同基準の取扱い2.の5を適用

株券上場審査基準 (第4条第5項)	株券上場審査基準の取扱い (2.の5第4条(上場審査基準)第5項関係)
新規上場申請者の株券、優先出資証券又は外国株預託証券等が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合であって、上場申請日の直前事業年度の末日又は上場申請日の直前四半期会計期間の末日において第1項第1号及び同項第2号又は第2項第1号及び同項第2号若しくは第4項第1号及び同項第3号に適合している場合その他本所が適当と認める場合にあっては、当該各号の規定に適合しているものとする。	(1) 第5項に規定する第4条第1項第1号における株主数及び同項第2号における流通株式数については、株券上場廃止基準第2条第1項第1号に規定する株主数及び同条第1項第2号に規定する流通株式数をいうものとする。 (2) 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての前(1)の規定の適用については、株主等基準日における株主数及び流通株式数を事業年度の末日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。 (3) 第5項に規定する「本所が適当と認める場合」とは、国内の他の金融商品取引所における

	当該新規上場申請者の株券等について、円滑な流通等が確保されている状況である場合をいう。
--	---

株券上場廃止基準 (第2条第1項第1号及び第2号)
(1) 株主数 株主数（株券上場審査基準第4条第1項第1号に規定する株主数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。ただし、本所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第30条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。）を行った場合はこの限りでない。 (2) 流通株式数 次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に公募、売出し又は数量制限付分売を行った場合はこの限りでない。 a 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場会社の事業年度の末日において1,000単位未満（1単位は、業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）である場合において、1か年以内に1,000単位以上とならないとき。 b 流通株式数が、上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合であって、上場会社が本所の定める日までに本所が定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき。

実際の審査においては、申請会社が福証に提出する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」⁷や適時開示資料等に記載された内容を主な審査対象項目として、申請会社へのヒアリング等を通じて基準の適合状況を確認いたします。

⁷ 「有価証券報告書」、「半期報告書」での代用を可能としています。また、「Ⅱの部」または「各種説明資料」の提出は求めています。

なお、実質審査は、申請会社の国内の他の金融商品取引への上場後の財政状態及び経営成績、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制並びに、企業内容などの開示実績などの状況から、福証が適当と認める場合には、実質審査の全部または一部に適合するものとして取り扱うことができるものとしています。

ただし、Q-Boardへの上場審査においては、国内の他の金融商品取引の新興市場に上場後、3年を経過していない場合に限るものとしています。

4. 他市場上場会社の上場審査の内容に関するQ&A

Q 国内の他の金融商品取引における「上場実績が良好」と判断される場合とは、どのような場合ですか。

A 概ね、次の点に適合している場合には「上場実績が良好」と認められるものとして取り扱うこととしています。

- ・ 財政状態及び経営成績が安定的または増益基調で推移していること（本則の場合）
- ・ 上場時に公表の成長計画に大幅な変容や乖離がないこと（Q-Boardの場合）
- ・ 事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制などに大きな変更がないこと
- ・ 企業内容などの開示に不備が認められないこと
- ・ 国内の他の金融商品取引所の定める上場関係諸規則を遵守していること

Q ・ 業績が減収基調で推移している場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。
・ 申請事業年度において前期比で大幅な減収減益または赤字転落が見込まれる場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。
・ 本則市場への申請にあたり、申請事業年度の経常利益の額が5千万円を下回る見込みである場合、審査上、どのように判断されるのでしょうか。

A 申請会社の企業グループにおける業績が減収基調で推移している場合であっても、相応の利益の額が5千万円を下回ることをもって、直ちに収益性に係る基準に抵触すると判断するものではありませんが、上場後の継続的な利益計上の根拠を精緻に確認していくこととなります。この確認が困難な場合には、申請期の業績進捗実績などにより、業績の底打ちを確認することが必要となる場合もあります。その他、特殊な事情などにより損益が変動している場合には、当該事情などを勘案した上で判断します。

Q 最近1年間または申請事業年度において、「継続企業の前提に関する注記」または「継続企業の前提に関する重要事象」を記載している場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

A 当該ケースでは、事業実績が脆弱または経営状況が芳しくないなど、何らかの課題を抱えるケースが多いものと思われます。そのため、当該記載が解消される見込みがない場合には、

上場申請を受理することは困難です。

Q 東証プライム市場または東証スタンダード市場の上場会社ですが、Q-Boardへ申請することは可能ですか。

A 地域要件をクリアすることが必要ですが、可能です。

また、Q-Boardへの上場申請にあたっては、「新規上場申請者に係る各種説明資料」及び主幹事証券作成の「成長可能性に関する書面等」の提出を受け、事業計画の合理性についての適合状況を確認することとしていますので、主幹事証券の指導に基づく上場準備が必要となることを留意願います。

Q Q-Boardへの上場申請にあたって、上場申請書類の簡素化や上場審査における弾力的な取扱いの対象となる、「国内の他の金融商品取引所の新興市場に上場後3年を経過していない場合」とは、いつの時点までが対象となりますか。

A 「Q-Boardへの上場申請日」時点において、国内の他の金融商品取引所の新興市場への上場日から3年を経過していないことが必要です。

Q 東証グロース市場に上場して3年以内ですが、IPO時に策定・公表した事業内容や事業計画から大きく変容・乖離している場合、Q-Boardへの上場申請にあたって、上場申請書類の簡素化や上場審査における弾力的な取扱いの対象となりますか

A 原則、対象となりますが、IPO時に策定・公表した事業内容や事業計画からの変容・乖離状況によっては、確認項目の追加や、主幹事証券会社作成の「成長可能性に関する書面等」の提出を求めることも考えられますので、あらかじめ余裕を持った上場相談をお願いいたします。

Q 国内の他の金融商品取引において、現在、特別注意銘柄、監理銘柄、整理銘柄に指定されている場合は、どのように取り扱われるのでしょうか。

A 申請会社の発行する株券が、現に、国内の他の金融商品取引所において、特別注意銘柄、監理銘柄、整理銘柄に指定されている場合には、上場申請を受理することは困難です（ただし、上場維持基準（「純資産の額」を除きます）を事由とする場合を除きます）。

また、宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入り銘柄、合併などによる実質的存続性喪失に係る猶予期間入り銘柄である場合や、適時開示などに係る「改善報告書」及び「改善状況報告書」の徴求、企業行動規範に関する規則に係る「改善報告書」及び「改善状況報告書」の徴求がされている場合も同様です。

Q 国内の他の金融商品取引所において、過去、実効性確保措置⁸の適用を受けている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A 最近5年間に、申請会社が国内の他の金融商品取引所において、実効性確保措置の適用を受けている場合には、内部管理体制の有効性及び企業内容等が適切に履行されているかについて確認します。

Q 有価証券報告書などの開示資料の訂正を行っている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A 最近5年間に、申請会社が有価証券報告書などの訂正を行った場合、当該訂正内容、訂正時期、訂正発覚の経緯、訂正頻度に加え、訂正に至った要因、当該要因に対する対処状況を踏まえて、審査基準への適合状況を判断しますが、申請事業年度も含め複数回継続的に訂正が発生しており、開示体制に改善が見られないような場合は、上場審査上判断は慎重なものとなります。

Q 第三者割当増資⁹を行っている場合、審査上どのような判断をされるのでしょうか。

A 第三者割当増資そのものが問題視されるものではありません。一方で、第三者割当増資に限らず相応の希薄化を伴うエクイティ・ファイナンスの実施によっても、必ずしも企業価値の向上（時価総額の増大、経営成績及び財政状態の改善など）に資するものとなっていない場合は、企業の継続及び収益性の審査上の判断は慎重なものとなります。

また、その他公益または投資者保護の観点から本所が必要と認める事項の審査に際し、ファイナンス手法、実施時期・回数、発行条件などが、既存株主の利益を不当に損なうものとなっていないか、福証市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせる可能性がないかなどの観点からも確認します。

Q 大株主の異動または経営陣の大幅な交代が生じている場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A 株主または役員の属性、異動が発生した経緯、株主と経営陣との間の対話状況、変動後のガバナンス体制の運用状況などを踏まえ、上場後に一般投資者に何らかの悪影響を及ぼす懸念が無いかなどの観点から確認します。

なお、上場審査は平時を前提とした実施を想定していますので、例えば、買収への対抗措置の発動中や経営権に争いが生じている場合などには、上場申請を受理することは困難です。

⁸ 特別注意銘柄指定、改善報告書の徴求、公表措置、上場契約違約金、経緯書の徴求

⁹ 株式報酬としての第三者割当やオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当を除きます。

Q 申請会社グループまたは役職員に関して、反社的勢力などとの関係、重大な違法、不正行為などを示唆するようなインターネット掲示板サイトへの書き込みなどが存在する場合、審査上どのように判断されるのでしょうか。

A 申請会社において、当該案件の事実関係を確認し、他にも同様の案件が生じていないかを調査いただくことが必要となります。また、レピュテーション低下のリスク排除するために、当該サイト運営者に対して、削除対応など行っていただく必要があると考えられます。福証では、申請会社における対応状況などを踏まえ、福証市場の公正性・信頼性への疑いを生じさせる可能性がないかなどの観点から確認します。

5. 上場に伴う費用について

他市場経由上場にあたっては、以下の費用が必要となります。

《上場時の費用》

料金	金額（外税）	支払期限
上場審査料 ¹⁰	- 本則市場への上場：100万円 - Q-Boardへの上場：50万円	上場申請日の属する月の翌月末日
新規上場手数料 ¹¹	100万円	上場日の属する月の翌月末日

《上場後の費用》

【年賦課金】

料金	金額（外税）	支払期限
年賦課金 ¹²	年末の上場時価総額	毎年2月末、8月末 ¹³
	50億円以下	6万円（左記の半額を2回に分けて納入）
	50～250億円	12万円
	250～500億円	18万円
	500億円超	24万円

¹⁰ 上場規程の取扱い 11. (2)

¹¹ 上場手数料及び年賦課金等に関する規則第2条第3項第1号

¹² 上場手数料及び年賦課金等に関する規則第3条第1項

¹³ 1月～6月に上場の場合、8月から。7月～12月に上場の場合は翌年2月分から。

【上場手数料】※新株式発行等を行った時

料金	金額（外税）	支払期限
上場手数料 ¹⁴	1株あたりの払込金額×発行済み株式数 × 万分の2	上場日の属する月の翌月末日まで

¹⁴ 上場手数料及び年賦課金等に関する規則第2条第1項